

2019・11・13 判決のコメント

控訴人 林木則夫

石川県立歴史博物館の事務連絡費事件（令和元年（行コ）第11号事件）の判決について

- 1 判決内容は、第一審判決を「訂正」する不当な作文を加えて、棄却している。
その理由は、以下のとおり。
 - ・ 第一審判決を訂正する作文は、第一審判決書に、事実認定をすることなく、「姉妹館交流30周年を記念する本件記念展の展示テーマについて意見交換を行うとともに」という作文を加えることにより、本件会食を「社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度」と自己評価して、「博物館法1条の目的にかなうものということができる。」としている（4頁、6頁）。
 - ・ 第一審判決では石川県が定めている本件執行基準にも適合するとした部分を石川県が定めている本件執行基準にも反しないと訂正した上で、第一審判決が本件執行基準を「関係法令」と位置付けて判断したといえないと同判決を歪曲している（4頁、8頁）。
 - ・ 上記訂正とともに、最高裁平成元年判決及び最高裁平成18年判決の判示が社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇判決であると説示して、控訴人が指摘した射程外の誤適用についての判断を回避している（4頁乃至6頁）。
- 2 不当判決であるゆえに不服ではあるが、上告受理申立の是非については、他事件の上告受理申立もあるから、検討が必要である。

以上